

## 生駒市教育委員会規則第3号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第11号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改め、同条第16号中「1,000万円以上」を「2,000万円以上」に改め、同条第17号中「200万円以上1,000万円未満」を「500万円以上2,000万円未満」に改める。

第7条の3第7号及び第13号中「200万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000万円未満」に改める。

第8条第15号及び第21号ケ中「200万円未満」を「500万円未満」に改める。

第11条の2第2号及び第4号中「150万円未満」を「300万円未満」に改める。

第13条第3号中「5万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「10万円未満」を「100万円未満」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 予定価格100万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。